

1. 平成 21 年度における実施概要

本市は、地方分権の推進、市民の多様化する行政ニーズへの対応等、近年の社会環境の変化への対応とともに、財政基盤の強化、類似団体規模への職員数の削減等、本市が抱える重要な課題の解決を図り、持続可能なまちづくりを展開する上での基礎固めとして、行政改革を積極的に推進していかねばなりません。

特に、「選択と集中」「スクラップ・アンド・ビルド」「サンセット方式」等の新たなまちづくりの理念に沿って、指標（数値目標）の設定、PDCAサイクルによる見直し等、一定の方法と手順により、事務事業等を客観的に評価することのできるシステムを構築し、市民の視点に立った成果重視の行政経営を実施することが強く求められています。

そのため、毎年度、事務事業等を評価し、恒常的に改善や見直しをすることによって、より効率的で質の高い行政、市民にわかりやすい行政の実現に努め、市政運営の基本システムとして、平成 20 年度から行政評価システムを導入しました。

なお、行政評価に当たっては、総合計画における実施計画並びに予算との整合性を図るとともに、事務量が膨大であるため、総合計画における実施計画と様式を統一し、同時に実施しました。

(1) 総合計画実施計画書

実施計画は、基本構想、基本計画で体系化した施策に対して、具体的に実施する事業を示すもので、毎年度の予算編成の指針となるものです。また、計画期間を 3 年間とし、事業、施策の進捗状況や成果の達成状況等を踏まえ、毎年度のローリングによって見直しを行います。本計画書では平成 21～23 年度にかかる予定事業について掲載することとしています。

単年度毎に実施される事業は、平成 21～23 年度までの予定事業費等を掲載し、例えば、平成 21～23 年度を含む、平成 17～23 年度までを期間とする継続事業（道路建設事業等）については、当該事業期間における予定総事業費及びその間の単年度予定事業費等を掲載しています。また、直接経費等（工事費や委託料等）を要せず、主に市職員のマンパワーの発揮等を中心とする事業については、事業費を計上していません。

なお、本実施計画書に掲載されている事業等は、当該計画書作成時点におけるものであり、その後の事情により変更され、また、来年度のローリングにより見直されることがあります。

(2) 行政評価報告書

① 事務事業評価の対象

平成 21 年度の事務事業評価は、平成 20 年 2 月に作成した「豊後大野市行政評価システムについて」の基本的な考え方に則り、平成 20～22 年度を期間とする総合計画実施計画書に掲載された事務事業のうち、平成 20 年度に実施した事務事業を対象に実施しました。

また、導入初年度である平成 20 年度は、実施計画書に記載された『事業』に限定して評価を行いましたが、今年度から主要な『事務』まで拡大しました。

なお、平成 21 年度以降に実施する新規事業については、評価の対象から除外しています。

② 総合計画実施計画書兼行政評価シートに関するヒアリング

担当課において実施した事務事業評価の精度を高めるとともに、平成 21～23 年度を期間とする総合計画実施計画書について、評価結果の反映状況を確認するためのヒアリングを実施しま

した。(平成 21 年 7 月 16 日～8 月 4 日までの 13 日間)

③ 行政評価システムの見直し

平成 20 年度から導入した事務事業評価の実績を踏まえ、より効果的・効率的な行政評価が行えるよう、既存シートの改善、重点施策評価導入、評価対象事務の選定等について検討します。

また、評価結果が次年度予算に反映されるよう、実施時期についても検討します。

2. 添付資料

(1) 総合計画／実施計画書兼行政評価シートの見方

… 【資料 1】

(2) 施策体系別事業規模集計表

… 【資料 2】

(3) 部局別事務事業数及び事業規模集計表

… 【資料 3】

(4) 部局別事務事業一覧表

… 【資料 4】